

2022年度 泊発電所原子力防災訓練（総合訓練）実施計画書

本訓練は、原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換（第4回）において事業者対応方針として示す訓練試行のうち「原子力緊急事態（GE）に至らないシナリオでの事業者防災訓練」として実施することから、訓練中期計画の他に添付1「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与における各課題の検討状況について」および添付2「GEに至ることを求めない訓練における2部制訓練の実施について（案）」も踏まえて実施する。

1. 訓練目的、達成目標、検証項目

(1) 訓練目的

原子力災害が発生した状況下において、発電所および本店の原子力防災組織が有効に機能することを確認すると共に、事故対応能力の向上を図る。

(2) 達成目標

【第1部訓練】

- a. 本部要員活動表（発電所対策本部の各本部要員の活動内容を整理した表）を活用し、交代要員でも対応できること。
- b. ERC対応者を拡充し、対応できること。
- c. ERS Sを使用した情報共有（ERC-本店）が定着していること。
- d. 戦略や対応手段に関するERC対応要員と発電所対策本部要員との発話ルールを検討、確立すること。
- e. ERCからの質問事項の伝達ルート・処理方法を検討、運用することにより、発電所を含めた対応箇所へ確実に伝達し、適切に回答できること。
- f. 発電所と本店間で事故の進展予測および収束対応戦略に関する基本的な共通認識を深め、情報共有ツール（COP、チャットシステム）の充実を図り、極力発電所に確認することなく、ERCへの情報提供が遅滞なく行えること。
- g. 戦略に影響する不測の事態（計器の故障、人為的ミス等）が発生した場合に対応できること。
- h. 現場において不測の事態（複数の現場マルファンクション）が発生した場合に対応できること。
- i. オフサイトセンターにおける関係自治体および規制当局との連携または連携を想定し、合同対策協議会等の会議体へ適切に情報提供ができること。
- j. これまでの訓練から抽出された改善事項が改善されていること。

【第2部訓練】

- k. 原災法第15条事象に係る通報について、適切かつ迅速に実施できること。
1. 原災法第15条事象認定会議において、適切かつ簡潔に説明できること。

(3) 検証項目

【第1部訓練】

- a. 本部要員活動表を活用し、交代要員でも漏れなく発電所対策本部内の対応が行われることを確認する。【訓練項目：6.（1）b.】
- b. 1、2号機と3号機で役割分担を明確にし、これまでERC対応の経験がない要員を一部配置しても、滞りなくERCプラント班に情報提供できることを確認する。【訓練項目：6.（2）b.（b）】
- c. ERC対応要員からERCへの情報提供は、プラント状態や特定事象の進展に合わせ、効果的にERS Sを活用していることを確認する。【訓練項目：6.（2）b.（b）】
- d. 見直した発話ルールにより、ERC対応要員と発電所対策本部間での戦略や対応手段に関する問合せが支障なく行われることを確認する。【訓練項目：6.（1）b.および（2）b.（b）】
- e. 見直した伝達ルート・処理方法により、ERCからの質問事項を発電所へ確実に伝達することで、漏れなくERCに回答できることを確認する。【訓練項目：6.（2）b.（b）】
- f. 拡充したERC備え付け資料および様式・発行ルートを見直したCOPを活用し、ERCに遅滞なく情報提供ができることを確認する。【訓練項目：6.（1）b.ならびに（2）b.（b）】
- g. 計器の故障やパラメータ確認に係る人為的ミスが発生した場合においても、プラントの状況把握を行い、戦略を立案できることを確認する。【訓練項目：6.（1）b.】
- h. 現場での複数マルファンクション発生に対し、確実に対応できることを確認する。【訓練項目：6.（1）g.（a）】

- i. オフサイトセンターに参集した要員により、プラント状況説明資料を作成し、現地事故対策連絡会議※¹（模擬）においてプラント状況を報告でき、質疑応答ができることを確認する。また、現地事故対策連絡会議（模擬）において、プラント状況説明を行ったことを、本店対策本部に情報連絡できることを確認する。【訓練項目：6.（2）d.（a）】
※1：2部制訓練の試行により、【第1部訓練】における現地事故連絡対策会議での確認とする。
- j. 改善事項に対する改善策が有効に機能していることを確認する。
 - (a) 発話内容の明確化【訓練項目：6.（1）b. および（2）b.（a）】
 - (b) 質問事項に対する伝達ルート・処理方法の見直し【訓練項目：6.（2）b.（b）】
 - (c) COP2の運用性向上【訓練項目：6.（1）b. および（2）b.（b）】
 - (d) 他電力訓練から得られる知見を活用した説明性の向上【訓練項目：6.（2）b.（b）】
- 【第2部訓練】
- k. 原災法第15条事象に係る通報について、記載の誤記、記載漏れ等がなく、適切かつ迅速に実施できることを確認する。【訓練項目：6.（1）i.】
- 1. 原災法第15条事象認定会議において、発生事象、事象進展の予測、事故収束対応等の説明を適切かつ簡潔にできることを確認する。【訓練項目：6.（2）f.（a）】

2. 訓練日時

【第1部訓練】2023年1月27日（金） 13:00～16:30（反省会含む）

【第2部訓練】2023年1月27日（金） 10:00～10:30

3. 訓練想定

(1) 事象発生時間帯

平日日中での発災を想定。

(2) プラント条件

1号機：新規制基準適合プラント（モード外、定検停止中）

2号機：新規制基準未適合プラント（モード外、定検停止中）

3号機：新規制基準適合プラント（モード1、定格熱出力一定運転中）

(3) 事故想定

【第1部訓練】

(2)で示したプラント条件において、自然災害を起因としたトラブルが発生し、泊発電所にて警戒事態および施設敷地緊急事態に至る事象を想定。

【第2部訓練】

(2)で示したプラント条件において、泊発電所にて全面緊急事態に至る事象を想定。

(4) スキップの有無

訓練中のスキップ無し。

4. 訓練条件

実対応に近い状況下での組織対応能力を確認するため、事故情報・事故対応に携わる全ての発電所災害対策要員および本店対策本部要員に対しては、シナリオ非提示型（ブラインド）とする。

【第1部訓練】

プラントパラメータ情報（3号機）は、運転訓練シミュレータを基に作成し、発電所対策本部および即応センターとの情報共有としてSPDS-WEB（訓練モード）を使用し、即応センターおよびERCプラント班との情報共有としてERSS（訓練モード）を使用する。

【第2部訓練】

原災法第15条該当事象発生時に係る通報連絡および第15条該当事象認定会議での対応について、コントローラから条件付与する情報を活用し、ERCプラント班との情報共有を実施する。

5. 訓練対象者

【第1部訓練】

泊発電所：対策本部要員（事故情報収集、事故対応指示、事故情報等の発信）、各機能班（事故情報収集、事故対応）、訓練計画事務局（条件付与）

本店：原子力班（プラント情報収集・情報提供活動）、各機能班（プラント状況に合わせた

活動の実施および社内外状況の報告)、訓練計画事務局(条件付与)

東京支社:技術班(ERCへの情報提供活動)、総務班(ERC広報班への情報提供・収集活動)

【第2部訓練】

泊発電所:対策本部要員(事故情報等の発信)、訓練計画事務局(条件付与)

本店:ERC対応要員、後方支援拠点選定箇所への連絡要員、訓練計画事務局(条件付与)

6. 訓練項目および評価基準

(1) 泊発電所

【第1部訓練】

a. 緊急時通報・連絡訓練(事務局)

評価基準:通報・連絡に係る手順および通信回線異常時の手順に従い、発災事象の進展による警戒事態該当事象発生連絡(続報を含む)、原災法第10条通報および原災法第25条報告を実施できること。

b. 原子力災害対策本部設置訓練(事務局)

評価基準:発電所対策本部要員は、緊急時対策所へ参集後、緊急時対策所の運用に係る手順に従い、緊急時対策所内のTV会議システム、チャットシステム等の立上げおよび通信設備の確認ができること。

発電所対策本部要員は、発電所対策本部の活動に係る手順に従い、事故・プラント状況を把握し、EAL判断、事象進展予測、事故収束戦略の立案等の活動を実施できること、また、発電所対策本部要員は、これらの情報について、チャットシステム、COP等を活用し、情報共有できること。【検証項目:1.(3)a.、d.、f.、g.ならびにj.(a)および(c)】

c. 環境放射線モニタリング訓練(放管班)

評価基準:環境放射線モニタリングに係る手順に従い、可搬型モニタリングポストおよび気象観測設備の運搬・設置・測定準備ができること。

d. 退避誘導訓練(業務支援班)

評価基準:退避誘導に係る手順に従い発電所構内から構外への退避誘導活動を実施できること。

e. 原子力災害医療訓練(業務支援班、放管班)

評価基準:傷病者対応に係る手順に従い、傷病者の搬送、汚染検査、応急処置等の一連の傷病者対応ができること。

f. シビアアクシデント対応訓練(技術班)

評価基準:シビアアクシデント対応に係る手順に従い、プラント状況に応じた事象進展予測および事故収束に係る対応操作の影響評価(負の影響、正の効果)を実施できること。

g. 緊急時対応訓練

(a) 可搬型大型送水ポンプ車によるSFP給水訓練(運転班)

評価基準:可搬型大型送水ポンプ車によるSFP給水に係る手順に従い、可搬型大型送水ポンプ車によるSFP給水を実施できること。

また、現場での複数マルファンクション発生に対し、確実に対応できること。【検証項目:1.(3)h.】

(b) 緊急時対策所立上げ訓練(事務局)

評価基準:緊急時対策所の立上げに係る手順に従い、緊急時対策所発電機の起動等が実施できること。

(c) 初期消火訓練(事務局)

評価基準:初期消火に係る手順に従い、消火活動が実施できること。

h. 資機材輸送・取扱訓練(業務支援班、放管班)

評価基準:資機材の搬送に係る手順に従い、可搬型モニタリングポストの運搬車両への搬入および、オフサイトセンターまで運搬できること。

【第2部訓練】

i. 緊急時通報・連絡訓練(事務局)

評価基準:通報・連絡に係る手順に従い、原災法第15条事象に係る通報を実施できること。【検証項目:1.(3)k】

(2) 本店(東京支社を含む)

【第1部訓練】

a. 緊急時通報・連絡訓練

評価基準：発電所からの通報・連絡FAXを受領し、本店対策本部へ漏れなく共有できること。

b. 原子力災害対策本部設置訓練

(a) 本店対策本部設置訓練

評価基準：事故・プラント状況、EALの発生状況、事象進展予測、事故収束戦略と戦略の進捗状況を、COP、チャットシステム、通報文、SPDS-WE B（訓練モード）、ERC備え付け資料を活用して共有できること。

(b) ERCプラント班との情報共有訓練

評価基準：事故・プラント状況、EALの発生状況、事象進展予測、事故収束戦略と戦略の進捗状況を、COP、チャットシステム、通報文、ERSS（訓練モード）、ERC備え付け資料を活用してERCプラント班に情報提供できるとともに、質疑応答できること。【検証項目：1.（3）b.～f. およびj.（a）～（d）】

(c) 広報活動訓練

評価基準：プレス文を作成でき、報道関係者、他電力広報担当者を含めた模擬記者会見で状況説明および質疑応答ができること。

c. 原子力災害医療訓練^{※2}

評価基準：発電所敷地内での医療活動が必要な事態が発生した場合に備え、公益財団法人 原子力安全研究協会に対して、警戒事態該当事象発生時の医療スタッフ待機要請、および原災法第10条該当事象通報に伴う派遣要請を連絡できること。

※2：実連絡については、2022年1月に実施した要素訓練で確認済であり、本訓練では原子力安全研究協会は想定とし、手順確認とする。

d. 緊急時対応訓練

(a) オフサイトセンターとの連携訓練

評価基準：オフサイトセンターに参集した要員が、プラント状況説明資料を作成し、原子力防災専門官の司会（模擬）により開催される現地事故対策連絡会議（模擬）においてプラント状況を報告できるとともに、関係する自治体からの質疑（模擬）に対して応答できること。また、現地事故対策連絡会議（模擬）において、プラント状況説明を行ったことを、本店対策本部に情報連絡できること。【検証項目：1.（3）f.】

(b) 原子力事業所災害対策支援拠点（後方支援拠点）との連携訓練^{※3}

評価基準：後方支援拠点に向けての要員派遣準備が開始できるとともに、後方支援拠点を決定するための諸条件を確認できること。

※3：候補地の中から、後方支援を決定し、即応センターから決定した後方支援拠点への実連絡については、2023年1月に実施する要素訓練で確認予定。また、後方支援拠点に要員派遣・実動、および即応センターと後方センター間で情報連携（実連絡）については2022年9月に実施した要素訓練で確認済。

(c) 他電力支援拠点対応訓練

評価基準：他電力支援拠点に要員を派遣し、即応センターと他電力支援拠点間で情報連絡ができること。

(d) 原子力事業者間協力協定に基づく連携訓練

評価基準：原子力事業者間協力協定に基づき、泊発電所が発災した場合の幹事会社（日本原燃株式会社）に対して、警戒事態該当事象発生時の情報連絡、および原災法第10条該当事象通報に伴う協力要請を実連絡できること。

e. 原子力緊急事態支援組織対応訓練

評価基準：原子力緊急事態支援組織（美浜町）への実連絡を、社外支援要請に係る手順に従い実施できること。

【第2部訓練】

f. 原子力災害対策本部設置訓練

(a) ERCプラント班との情報共有訓練

評価基準：事故・プラント状況、EALの発生状況、事象進展予測、事故収束戦略と戦略の進捗状況を、コントローラから付与される情報を利用して、原災法第15条事象認定会議にて説明できること。【検証項目：1.（3）1】

7. 訓練評価

訓練事務局が、評価者による評価チェックシートの記載、および訓練の振り返りとして訓練終了後に実施する発電所と本店による反省会を踏まえて、評価・分析を実施する。

8. 添付

- (1) 原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与における各課題の検討状況について
- (2) GEに至ることを求めない訓練における2部制訓練の実施について（案）

以 上

2022年10月20日

A T E N A

原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与における 各課題の検討状況について

令和4年度第28回原子力規制委員会（2022年8月17日）において、これまでの「原子力事業者の緊急時対応に係る訓練及び規制の関与のあり方に係る意見交換」（以後、訓練のあり方検討）を踏まえた今後の対応として、訓練の試行を行いつつ、検討を行っていくことが承認された。

○規制庁殿から提示された今後の検討方針の全体像（案）

- これまで2回にわたり原子力事業者と公開の場において、新規制基準に適合した発電用原子炉施設における取組みを中心に、原子力規制庁が提示した課題や原子力事業者の問題意識について意見交換を行った結果を踏まえ、今後の検討方針の全体像を具現化するために具体的な改善案等の検討を進める。
- 改善案等の一部については事業者防災訓練等において今年度以降、開始可能なところから先行的に試行し、その成立性や有効性を確認したうえで、各社の中期計画および適宜本検討に反映させる。
- なお、試行のすべてを今年度中に実施するのは困難なため、実施の時期については来年度以降も含めて実務関係者間で調整する。

これを受け、事業者側の対応について、基本方針を作成し、進めていくこととする。

2. 事業者対応方針

○事業者対応方針

第3回訓練のあり方検討（2022年7月7日）において、原子力規制庁殿よりこれまでの意見交換の内容を踏まえ、第1回訓練あり方の検討（2022年2月25日）時に示された課題の再整理結果に対し、今後の課題解決に向けた訓練試行などの対応について、以下のとおり進めていく。

<今後の進め方>

- (1) 規制庁殿から提示された今後の検討方針の全体像を踏まえ、以下を実施。
 - 1) 緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針の設定
 - 2) 規制庁提案の訓練の試行（訓練成立性の検討を含む）等
 - 3) 緊急時対応能力向上を目指した中期計画の策定
- (2) (1) を踏まえた取組については、各事業者の訓練対応の中に取り込んで対応していく。

緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する**基本方針の設定**

6つの訓練方策等の検討・試行

- ① 原子力緊急事態(GE)に至らないシナリオでの事業者防災訓練
- ② 保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練
- ③ より広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練
(評価指標案の作成を含む)
- ④ 意思決定・現場実動等の能力に係る評価指標案の作成 (同指標案を用いた訓練ピアレビューを含む)
- ⑤ 従来 of 訓練評価指標を用いた事業者間の訓練ピアレビュー/第三者 (海外有識者を含む) による訓練レビュー
- ⑥ 訓練実施時における検査官・防災専門官によるマルファンクションの設定

中期計画の

“具備すべき要件”
(要領) の整理

緊急時対応能力向上の目標
達成に関連する全ての訓練を
網羅する“新たな中期計画”を
作成 (記載要件の整理・明確化)

各訓練方策の成立性・有効性を検証

各訓練方策の試行・検証結果を新たな**中期計画へ反映**

新たな中期計画に基づく**訓練の実施・継続的改善**

全電力共同
での取組み

各社での
取組み

(案)

東京電力福島第一原子力発電所事故から得た教訓を風化させることなく継承し、原子力事故又は原子力災害の発生時において緊急時対応が適切に行えるよう、平時から組織的かつ継続的に緊急時対応能力の維持・向上に努めることが必要である。

このため、原子力事業者（以下「事業者」という。）は、各要員が緊急時対応の重要性を自覚して、着実に教育訓練等に取り組むことができるよう、緊急時対応能力の維持・向上の活動に関する基本方針を以下のとおり定める。

基本方針

原子力施設の安全確保の一義的責任は事業者が有しており、原子力施設において緊急事態が発生した場合、その事態を収束させることも事業者がその責任を負っている。

そのために必要な緊急時対応能力は、ある水準を達成すれば大丈夫という性質のものではなく、事業者は、自己反省と自己研鑽を繰り返し、緊急時対応能力をたゆまず向上させていくことが肝要である。

緊急時対応能力の維持・向上の活動にあたっては、事業者は法令上の要求を満足することに注力するに留まらず、以下について実行していく。

- ・ 現状把握：組織の緊急時対応能力の多面的な評価に努め、能力向上のために解決すべき優先課題を把握
- ・ 目標設定：達成すべき目標を定め、目標達成のために必要な改善活動や訓練を計画・実行
- ・ 現状把握、目標設定、訓練および改善活動の実施と評価のサイクルを構築

- 2022年7月21日の原子力事業者防災訓練報告会で協力依頼があった訓練試行
 - ① 多様なシナリオによる訓練実施（緊急時対応能力の向上に資する目的を有するものであれば、必ずしも原子力緊急事態（GE）に至ることを求めないが、この場合、試行においては2部訓練も実施する）
 - ② 保安規定に基づく現場シーケンス訓練と兼ねる事業者防災訓練の実施（評価及び検査の同時実施の成立性の確認）
 - ③ 緊急時対応組織の実効性の向上を目的とした、核物質防護部門を含むより広範囲な緊急時対応組織の参加・連携を伴う事業者防災訓練の実施及び評価指標案に基づく評価の実施
 - ④ 情報共有重視の評価を改めるため、意思決定及び現場実動等の緊急時対応能力を評価するための指標案の検討、並びに、その訓練評価指標に基づくピアレビューの実施
 - ⑤ 上記以外の訓練評価指標を用いた事業者間のピアレビューの実施
 - ⑥ 訓練実施時における検査官・防災専門官によるマルファンクションの設定
- 今後、各試行の具体的な実施方法を検討し、その有効性を検証していく。具体的な実施スケジュールを次項以降に示す。

6. 事業者の取り組み（対応計画）

<全体計画>

訓練あり方検討で提示された試行案件への取り組み(あり方検討会で報告) → 試行結果の事業者活動への反映(プラント検査等で確認)

活動項目 【主たる検討担当】	2022年度	2023年度	2024年度～
全体スケジュール	訓練課題検討		
	事業者試行案等検討 訓練試行(2022年度) 検証	訓練試行(2023年度) 検証	新たに特定された訓練課題の解決への取り組み実施 (更なる試行の実施、法令等の見直しに向けた協議等)
中期計画の策定 【関西】	中期計画の位置づけの再整理 記載要件の再整理、明確化	▽中期計画作成要領の作成 中期計画作成要領の改訂 (試行検証結果の反映)	中期計画への反映(各社) ▽中期計画作成要領の改訂 (試行検証結果の反映)
	作成要領を踏まえた中期計画作成	▽新中期計画策定 (Ver.1) 新中期計画(Ver.1)に基づく訓練実施	▽新中期計画改定 (Ver.2) 新中期計画(Ver.2)に基づく訓練実施

<訓練試行計画>

2022年度の試行対象プラント（事業者防災訓練）は次頁参照

活動項目【主たる検討担当】	2022年度	2023年度
①GEに至ることを求めない（SE止まり）訓練 (2022年度試行)【P：北海道、B：日本原電】	シナリオ・実施要領検討 訓練試行	試行結果検証
②現場シーケンス訓練と兼ねる防災訓練の実施 (2023年度試行)【関西】	評価と検査の同時実施の方法の検討	実施・評価体制の検討 訓練試行 試行結果検証
③実発災を想定した広範囲な支援組織との連携 (2022年度試行)【九州】	試行内容検討・調整 評価指標案の検討	訓練試行 試行結果検証
④意思決定及び現場実動などの緊急時対応能力を評価する新規指標案による評価を試行 (2022年度試行)【東京、関西】	評価指標案の検討 評価チェックシート検討	訓練試行 (準備が整ったものから順次実施) 試行結果検証
⑤-1 現行のNRA指標を用いた原子力事業者間ピアレビュー(2022年度試行)【北陸、東北】	実施方法検討	
⑤-2 第三者によるピアレビュー(2022年度試行)【中部、中国】	実施方法検討	
⑥マルチファンクション付与等により現場での臨機の対応を確認できる訓練の試行 (現場操作者あるいは現場指揮者) (2022年度試行)【四国】	対象訓練選定 マルチファンクションの性質・内容・付与方法の整理	訓練試行 試行結果検証

※試行結果から見直しが必要な場合

評価指標案の検討 → 訓練試行 → 試行結果検証 → 指標等改定

7. 2022年度の試行対象プラント（事業者防災訓練）

事業者・サイト				訓練時期(予定)	試行内容	備考
1	中国	島根	BWR	2022年11月	③ 広範囲な支援組織との連携 ⑤—2 ピアレビュー(第三者) ※	
2	四国	伊方	PWR	2022年12月	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 北海道、東京、中部
3	北海道	泊	PWR	2023年1月	① GEに至らない訓練	
4	北陸	志賀	BWR	2023年1月	③ 広範囲な支援組織との連携	
5	東電HD	柏崎刈羽	BWR	2023年2月	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 東北、九州、電発
6	中部	浜岡	BWR	2023年2月	⑤—2 ピアレビュー(第三者) ※	
7	原電	東海第二	BWR	2023年2月	① GEに至らない訓練	
8	九州	玄海	PWR	2023年2月	③ 広範囲な支援組織との連携	
9	関西	美浜	PWR	2023年3月	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 中国、四国、原電
10	東北	女川	BWR	2023年3月	④、⑤—1 ピアレビュー	レビューワー: 関西、北陸

※ レビューワー調整が完了している場合に実施

- 試行計画の規制庁殿との調整は、本あり方検討を効率的に行う観点から、それぞれの活動項目毎に事業者との窓口を設け、実務者間の調整の場で行うようお願いしたい。
- より実効的な試行実施が可能となるよう、訓練試行を事業者防災訓練の場で実施する場合、現行の訓練指標に基づく評価に影響を与える可能性も考えられることから、その場合は、要素訓練等を含めた柔軟な評価とするなどの対応をお願いしたい。

GE に至ることを求めない訓練における 2 部制訓練の実施について（案）

1. 実施方針

訓練試行の 1 つとして、緊急時対応能力の向上に資する訓練となる GE に至ることを求めない訓練を実施する場合、2 部制訓練として実施する。GE に至ることを求めない訓練を第 1 部訓練として実施し、15 条事象に係る通報・連絡訓練を第 2 部訓練として、別途実施する。

2. 第 1 部訓練

(1) GE に至ることを求めない訓練において期待できる効果

■ 幅広い着眼点による戦略立案能力の向上

- ・ GE に至らせるために、今までは故障等により使用不能としていた SA 設備や多様性拡張設備、常用設備を使用可能とすることで、緊急時対策所の対策本部・指揮者が従来の訓練では検討の場には上がらなかったような設備を駆使し、検討の幅を広げることにより事故収束に向けた戦略立案能力の向上が期待できる。
- ・ 有効性評価等で示していない、または期待していない手順、通常運転時で使用する手順（事故対応では使用しない手順）をうまく組み合わせる等、応用を効かせることにより戦略立案能力の向上が期待できる。

■ より判断に悩む時間を確保することによる事故対処能力の向上

- ・ GE に至ることを求めない訓練とすることで事象進展が比較的緩やかになり、その分、より判断に悩む判断分岐等を設定でき、緊急時対策所の対策本部・指揮者がしっかり時間を掛けて対策を検討・議論することで、様々な状況下での事故対処能力の向上が期待できる。

(2) 検証方法

- 上記（1）を基に付与するマルファンクションや条件毎に設定したねらいを踏まえた評価チェックシートによる訓練評価の他に、プレイヤーも対象としたアンケート結果等から、GE に至ることを求めない訓練の試行に関する総合的な評価を実施する。

3. 第 2 部訓練

(1) 実施日時

第 1 部訓練と同日に計画し、第 1 部訓練の実施前の午前中に、体制を縮小した形での第 2 部訓練を実施する。

(2) 実施内容

第 1 部訓練のシナリオとは別に準備したシナリオに基づき、コントローラからの状況付与により、15 条事象に係る通報訓練として、以下の項目について対応する。

- 15 条事象発生に伴う通報文による連絡。
- 15 条事象発生に伴う EAL 判断後の説明および 15 条認定会議の対応。

(3) 実施体制

- 発電所：通報文の作成・送信に係る要員 + コントローラ
- 本店：即応センターの ERC 対応要員（情報収集者、スピーカ、15 条認定会議対応者） + コントローラ

要 員 名	実要員	代理	備 考
【発電所】			
通報文の作成・送信要員	○		コントローラからの状況付与
通報文の確認者		○	
【本店】			
情報収集者	○		コントローラからの状況付与
スピーカ	○		
15条認定会議対応者		○	

(4) 実施条件

- 第2部訓練を先行して実施するため、第1部訓練と別なシナリオ設定とする。
- プラント情報表示システム（ERSS 又は SPDS）による情報提供を実施しない。
- リエゾンによる活動は実施しない。
- 15条認定会議終了（事態の認定）を以って第2部訓練終了とする。

(5) スケジュール

- 第2部訓練：10:00～10:30 頃、訓練終了
- 第1部訓練：13:00～16:10、16:30 頃 振り返り終了

(6) 15条事象に係る通報・連絡を第2部訓練とした場合の実施イメージ

【発電所】

No.	訓練名称	第1部訓練	第2部訓練	要素訓練
1	■ 緊急時通報・連絡訓練			
	・警戒事態における通報、着信確認	○	—	—
	・施設敷地緊急事態における通報、着信確認	○	—	—
	・全面緊急事態における通報、着信確認	—	○	—
2	■ 原子力災害対策本部設置訓練			
	・警戒事態における体制の構築	○	—	—
	・施設敷地緊急事態における体制の構築	○	—	—
	・全面緊急事態における体制の構築	—	—	○
3	■ 環境放射線モニタリング訓練	○	—	—
4	■ 退避誘導訓練	○	—	—
5	■ 原子力災害医療訓練	○	—	—
6	■ シビアアクシデント対応訓練	○	—	—
7	■ 緊急時対応訓練	○※1	—	○※1
8	■ 原子力緊急事態支援組織対応訓練	—	—	○
9	■ 資機材輸送・取扱訓練	○	—	—

※1：第1部訓練では実施しない項目について、要素訓練にて実施

【本店】

No.	訓練名称	第1部訓練	第2部訓練	要素訓練			
1	■ 緊急時通報・連絡訓練	○	-	-			
2	■ 本店原子力災害対策本部設置訓練						
	・警戒事態における体制の構築				○	-	-
	・施設敷地緊急事態における体制の構築				○	-	-
	・全面緊急事態における体制の構築				-	-	○
3	■ ERC プラント班との情報共有訓練						
	・警戒事態の状況説明				○	-	-
	・施設敷地緊急事態(10条)の状況説明				○	-	-
	・10条認定会議対応、今後の戦略説明				○	-	-
	・全面緊急事態(15条)の状況説明				-	○	-
	・15条認定会議対応、今後の戦略説明				-	○	-
4	■ 広報活動訓練	○	-	-			
5	■ 原子力災害医療訓練	○ ^{※1}	-	○ ^{※1}			
6	■ オフサイトセンターとの連携訓練	○	-	-			
7	■ 原子力事業者災害支援拠点（後方支援拠点）との連携訓練	○ ^{※1}	-	○ ^{※1}			
8	■ 他電力支援拠点对応訓練	○	-	-			
9	■ 原子力事業者間協力協定に基づく連携訓練	○ ^{※1}	-	○ ^{※1}			
10	■ 原子力緊急事態支援組織対応訓練	○ ^{※1}	-	○ ^{※1}			
11	■ 資機材輸送・取扱訓練	-	-	○			

※1：第1部訓練では実施しない項目について、要素訓練にて実施

以 上